

候補地選定の問題点についての補足説明

候補地は広大な唐津沢にあり、地形上洪水・土砂崩れの危険性が高く、巨大な廃棄物処分場の建設地として最も不適格であるにも拘らず、当該処分場の洪水災害対策は全くなされていない。「唐津沢の谷間に廃棄物処分場の建設が危険なことを訴える資料」として、異議申し立てを大井川県知事には既に届けてありますが未だに何の応答もないので、ご参考までにそのコピーを証拠書類として提出できれば幸いです。何卒ご了承ください。

ここでは、添付の参考資料1：「整備可能地の要件」（第4回あり方検討委員会の資料3から抜粋）に基づき、主要な問題点について補足説明させていただきます。

1. 「外部進入道路要件、主要道路からの距離」（2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1 km以内の区域内である）との整備可能地の要件をすべての候補地に適用して選定したにも拘らず、最終的な段階で、県自らが違反して新たな搬入道路の建設を計画することは明らかな背信・不当行為である。したがって、日立市諏訪町の候補地選定の根拠は崩れたので、日立市諏訪町は当然候補地から外れるはずであり、直ちに再選定をすべきである。

2. 「地形・地質」（地すべり地形箇所該当しない）との要件ですが、図1および図2に示すように、沢沿いの傾斜地に設置される処分場では、大部分の廃棄物（推定180万 m^3 ）が斜面に沿って積上げられるので、洪水時には廃棄物自体が容易に地滑りあるいは流失する。

3. 「地下水位」（地下水位が地表面付近にない）との要件ですが、唐津沢には広大な湖水面（地下水面）があり、湖水面より標高が高い切土面で湧水もあり、しかも沢の上流部には表流水の流れがある。廃棄物貯蓄槽は構造上地下水を避けるのが常識であるにも拘らず、地下水にどっぷりと晒されるものを計画している。廃棄物貯蓄槽を谷底に設置するので、浸出水処理および地下水排出の機能が果たせるのかどうかも懸念される。

4. 「埋立規模要件」（全国の事例では、平均埋立高さ（山間地）は15mなので、埋立容量244万 m^3 に対して、通常の場合の埋立面積には16haを要すると想定される）とのことである。しかし図2に示すように、廃棄物処分場施設配置イメージ図を基に推定すると、廃棄物貯蓄槽の底部の面積は3ha程度で、最大の埋立高さは約60m（埋設部約20m、積上げ部約40m）にもなり、貯蓄槽の形状が異常に変則的になっている。このような状況は、唐津沢の地形と広さが容量244万 m^3 の巨大廃棄物処分場の建設に適さないことを示唆している。

5. 「洪水災害対策」については、全く論議がなく、大変不思議である。水防法の規定により、1時間あたりの想定最大降雨量を151mmと仮定すると、1.25 km^2 の広大な降水域を有する唐津沢の出口部の流水量は毎秒26 m^3 （トン）にもなり、安全を保障できる洪水対策は現実的に不可能である。谷間の斜面に積上げられた廃棄物は僅かの冠水で容易に流動するので非常に危険であり、最近熱海市で発生した土石流の惨事が連想される。洪水災害対策が無いまま、建設計画を確定するのであれば、水防法に触れるのではないかとと思われる。

(2021.7.13 文責：鈴木鐸士)

添付資料：参考資料1、図1、および図2

電話：090-3546-1796

参考資料1：第4回あり方検討委員会(資料3)抜粋

2 1次整備可能地の抽出について

茨城県内全域（立地回避区域を除く）から、1次整備可能地の要件及び埋立規模要件を踏まえ、最終処分場に適した1次整備可能地を抽出した。

(1) 1次整備可能地の要件の整理について

表3に示すとおり、整備可能地の要件として、地形・地質、浸出水の処理水放流要件、外部搬入道路要件、主要道路からの距離、周辺要件（居住地が近接していないこと）等を整理した。

表3 1次整備可能地の要件

| 大区分 | 要件 | 設定の主旨 |
|--------------------|--|--|
| 地形・地質 | 土砂災害危険箇所に該当しない | 都道府県が指定する土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）を考慮 |
| | 地すべり地形箇所に該当しない | 地すべり等防止法に基づく「地すべり防止区域」に指定されていないが、地すべりが発生する可能性がある地形を考慮 |
| 浸出水の処理水放流要件 | 下水道計画区域から5km以内の範囲にある | 浸出水の処理水の放流先の位置を考慮（エコフロンティアかさまの下水道接続距離（4km）を参考に想定） |
| 外部搬入道路要件、主要道路からの距離 | 2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内である | 幅員は、大型車が通行できる道路幅（5.5m以上）を考慮 主要道路からの距離は、利便性から1km以下を適用。 |
| 周辺要件 | 平成27年度国勢調査に基づく人口1人以上の地域メッシュ（250m）に該当しない | 生活環境への影響が懸念される区域の存在を考慮 |
| | 衛星画像に基づき整理された既に利活用されている土地利用メッシュ（100m）等に該当しない | 建物用地、空港等の空き地、海水域、ゴルフ場等の既に利用されている土地を考慮 |
| 地下水位 | 地下水位が地表面付近にない | 低地であり、地下水位が5mより地表面に近い土地は建設時の影響を考慮 |
| 活断層 | 活断層や活断層の疑いのある地形が確認されていない | 活断層が確認されている場所は、地震により甚大な被害が出る可能性があることを考慮 |
| 土地利用計画 | 農業振興地域に該当しない | 「農業振興地域整備計画」において、今後おおよそ10年以上にわたり農用地等として利用する土地として定めている区域 |

| 大区分 | 要件 | 設定の主旨 |
|--------|-----------------------|--|
| 自然環境保全 | 茨城の名木・巨樹が存在しない | 古くから存在する貴重な樹木等で、後世に伝えていくため選定したものの存在を考慮 |
| | 日本の重要湿地 500 が存在しない | 生物多様性保全の観点から選定された重要な湿地の存在を考慮 |
| | 生物多様性保全上重要な里地里山が存在しない | 生物多様性保全の観点から選定された重要な里地里山の存在を考慮 |
| | 植生自然度 9,10 の区域が存在しない | 土地の自然性が高い区域（希少種の生育可能性に配慮）の存在を考慮 |

(2) 埋立規模要件の整理について

表 4 に示すとおり、基本方針の埋立規模要件を基に、全体必要面積を整理した。

表 4 埋立規模要件に基づく全体必要面積の整理

| 大区分 | 要件 | 設定の主旨 |
|--------|---------------------|---|
| 全体必要面積 | 概ね 30ha～50ha を確保できる | 基本方針の埋立規模要件に基づき、整備可能地の抽出要件として、全体必要面積、計画規模の確保（埋立高さ）を踏まえ設定（※） |

※ 全体必要面積の算出方法について

最終処分場の整備に併せ、付帯施設の整備についても検討を行う予定であるため、それらが整備可能な用地が確保できる面積を、全国事例及びエコフロンティアかさまの事例等を参考に検討して、以下とする。

- ・ おおむね 30ha～50ha

【設定方法】

- ・ 埋立容量（最小）170 万 m³、埋立容量（最大）260 万 m³ に対し、全国の事例から平均埋立高さ（山間地）15m を適用すると、埋立面積は 11ha から 17ha 程度と想定される。
- ・ 170 万 m³ ÷ 15m ≒ 11.3ha 260 万 m³ ÷ 15m ≒ 17.3ha 244 万 m³ ÷ 15m ≒ 16ha
- ・ 全体必要面積は、本施設と同施設、同規模と考えられるエコフロンティアかさまの「敷地面積埋立面積」比を参考にして設定。
- ・ 28.6ha ÷ 9.8ha = 2.7 ≒ 3
- ・ 11.3ha × 3 = 339,000 ≒ 30ha 17.3ha × 3 = 519,000 ≒ 50ha

（参考）

エコフロンティアかさま 敷地面積 28.6ha、埋立面積 9.8ha、埋立容量 240 万 m³
 平均埋立高さ 24.5m
 平均埋立高さ（全国実績）山間地 15m

〈結果〉

立地回避区域を整理したうえで、1次整備可能地の要件、埋立規模要件に基づき検討した結果、1次整備可能地を46箇所抽出した。